る支援事業を行います

11子育て世帯への支援

8,485万円



## 低所得の子育で世帯に対する子育で世帯生活支援特別給付金事業

申問こども支援課☎51-6716

## ※申請が必要です(110以外の人)

### 【ひとり親世帯】

対象 次の1~3のいずれかに当てはまる人

- 1令和5年3月分の児童扶養手当を受給した人
- 2公的年金などを受給していることにより、令和5年3 月分の児童扶養手当を受給していない人(児童扶養手 当の支給制限の限度額を下回る人に限る)
- 3 令和5年3月31日時点で18歳未満(障害のある児童は 20歳未満)の児童の養育者で、物価高騰による影響を 受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給して いる人と同じ水準になっている人
- ※1の人へは5月31日に支給しています。

詳しくはこちらから▶ 🗖 📜



### 給付額:児童1人当たり5万円

### 【ひとり親世帯以外】

対象 次の12のいずれかに当てはまる人

- 金を受給した人
- ②令和5年3月31日時点で18歳未満(障害 のある児童は20歳未満)の児童の養育者 で、1月1日以降の家計が急変し、住民 税非課税相当の収入となった人
- ※令和6年2月29日までに牛まれた新牛児 も対象になります。
- ※①の人へは5月31日に支給 しています。 詳しくはこちらから▶



### 申請期限 令和6年2月29日(木)

※【ひとり親世帯以外】令和6年2月29日までに生まれた新生児の養育者は3月15日魵まで **提出書類** こども支援課に備え付けているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

# 2市民生活への支援

3億3,423万1千円





## 【第2弾】電気料等高騰対策十和田市民応援券発行事業

間商工観光課☎51-6773

各世帯主宛てに、7月20日をめどに順次、引換券を郵送します。市内郵便局(八郷簡易郵便局・滝沢簡易 郵便局は除く)へ引換券を持参の上、応援券と引き換えてください。

## 成損券内容

# 市民1人吃?专与千円分(500円券※10枚幾切)

中小取扱店専用6枚、全取扱店共通4枚

引き換え・利用期間 7月20日(木)~11月30日(木)

**必要な物** ▶市から送付された「引換券」▶引き換え手続きをする人の本人確認書類(マイナンバーカード、 運転免許証など)

※引換開始直後は、各郵便局周辺道路や駐車場の混雑が予想されますので、 徒歩でのご来店などご協力をお願いします。

1億7,114万3千円 3農業者・中小企業者への支援





## エネルギー価格高騰対策事業者支援給付金事業

※申請が必要です(6月12日側から受け付け開始予定)

給付額:農業者・中小企業者いずれも▶個人2万円▶法人6万円

### 【農業者】

**申** 問農林畜産課**☎**51-6741

対象 次の1~3を全て満たす個人または法人

- 1市内に住所(法人の場合は事務所)を有し、 申請時点で農業経営を行っていること
- 2令和4年分の確定申告または市・県民税申告 (法人の場合は、法人市民税の確定申告)をし ており、令和4年中の農業収入額が10万円以 上であること
- 3 令和4年度の市税等の滞納がないこと
- ※個人で令和5年1月以降に新規で事業を始めた場合、 法人で事業を始めてから最初の決算月を迎えていない 場合は、市ホームページをご覧になるか、お問い合わ せください。

### 申請に必要な物

- ▶個人:令和4年分の確定申告書と青色申告決算書(ま たは収支内訳書)または、市・県民税申告書の写し
- ▶法人: 直近の事業年度の法人市民税確定申告書、決 算書、定款の写し
- ◆共通:申請書、印鑑(認め印可)、申請者名義の通帳 ※必要に応じて追加で書類提出を求める場合があります。
- ※令和4年度十和田市農業資材等高騰対策事業継続給付金の 交付を受けた人には申請書をお送りします。
- ※申請書は農林畜産課に備え付けてあるほか、 市ホームページからもダウンロードできます。



申請期限:7月31日(月)

詳しくはこちらから▲

申 問商工観光課☎51-6773

### 【中小企業者】

対象 次の1~3を全て満たす個人または法人

- ■市内で事業所を有し、申請時点で企業経営を 行っていること
- ②令和4年分の確定申告または市・県民税申告 (法人の場合は、法人市民税の確定申告)をし ており、令和4年中の年間売上額が120万円 以上である中小企業者(農業、金融業、保険 業、不動産貸付業ほか一部の業種を除く)
- 3令和4年度の市税等の滞納がないこと
- ※個人で令和5年1月以降に新規で事業を始めた場合、法人 で事業を始めてから最初の決算月を迎えていない場合は、 市ホームページをご覧になるか、お問い合わせください。

### 申請に必要な物

- ▶個人:令和4年分の確定申告書と青色申告決算書(ま たは収支内訳書)または、市・県民税申告書の写し
- ▶法人:直近の事業年度の法人市民税確定申告書、法 人事業概況説明書の写し
- ◆共通:申請書、印鑑(認め印可)、申請者名義の通帳 ※必要に応じて追加で書類提出を求める場合があります。
- ※申請書は商工観光課に備え付けてあるほか、市ホームページ からもダウンロードできます。

### 申請期限:9月29日金



詳しくはこちらから▶

### 4 住民税非課税世帯への支援

2億5,655万5千円



## 住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業

間生活福祉課☎51-6700

給付額:1世帯につき3万円

対象 令和5年6月1日において、十和田市の住民基本台 帳に記録され、令和5年度住民税均等割が非課税である世帯

※詳しくは、7月以降に対象となる見込みの世帯へ送付する予定の案内をご確認ください。

※市民生活への支援、農業者・中小企業者への支援、住民税非課税世帯への支援は、令和5年第2回定例会に予算を提案しました。

